

医科点数表第2表第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

・区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	39
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術 件数（歯科以外）

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	129
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

**該当なし**

・区分4に分類される手術

胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	0
---------------	---

・区分5に分類される手術

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	97
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	10
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	7
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	7
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術術	40
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	40